舞監公示第２９号
２６．１０． ７

艦船搭載武器等（陸上装備品等を含む。）の検査、修理等に係る契約希望者募集要項（公募）

次の契約について公募を実施するので、参加を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
海上自衛隊舞鶴地方総監部
経理部長　西　川　康　彦

記

１　調達予定品目等
平成２６年度、平成２７年度、平成２８年度における舞鶴造修補給所が要求元である艦船搭載武器等（陸上装備品等を含む。）の検査、修理等に係る役務

２　公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部長から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
（４）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
（５）平成２５・２６・２７年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に係る近畿地区競争参加資格を有する者
（６）別表に記載する武器等の検査・修理等の能力を有し不具合発生時、迅速、かつ、継続的に対応可能であること。
（７）当該武器等の検査・修理等に必要な次の設備又は同等の設備を有すること。
ア　計測器、試験装置及び専用治工具類を有し検査等に十分な設備
イ　陸揚げ時、対象とする機器の整備に必要十分な作業用工場
ウ　所要の貸付品、寄託品及び官給品保管倉庫並びに陸揚げ補給物品の保管倉庫
（８）当該武器等の検査・修理等に関し、必要な次の体制を有すること。
ア　当該機器の製造会社とのライセンス、技術援助協定等の技術的な連携がとれること。
イ　造船所工事等、工事の実施に際して造船所及び関連会社との連携が必要な場合は十分な連絡体制がとれること。
ウ　当該武器等の検査・修理に対応した能力を有する所要の技術者が確保されていること。
エ　当該武器等に対応した防衛省規格及びＩＳＯ規格等の品質管理能力を有すること。
オ　労働法規に適合した安全管理体制を有すること。
（９）秘密保全
別表に掲げる「保全特約」の欄に指定がなされている場合は次の設備及び体制を有すること。

ア　「特別防衛秘密」又は「防衛秘密」若しくは「秘密」に属する文書、図画及び物件を保管できる設備
イ　秘密保全に関する海上自衛隊の例規類に準じた保全に関する自社規定

(10) 法令の認可
別表に掲げる「根拠法規等」の欄に指定がなされている場合は応募現在当該法規等の認可を受けている者、又は契約履行時確実に認可を受けられる者

(11) 当該機器の検査・修理の一部を第３者に請け負わせようとする場合は、請け負わせる業務内容に応じて、本項第６号から第１０号の項目を満たすことを証明できること。

(12) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し若しくは保証できること。

3　参加表明

応募する者は、「参加表明書」（別紙様式）及び第１号、第２号に掲げる資料並びに次項に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

（１）資格審査結果通知書（写し）
（２）会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要)

4　技術資料の提出

（１）応募時の提出
過去５年以内に同一資料を提出した者で、本年度の資料に変更がないか又は部分的な変更のみである場合は、変更のない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。
また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。
ア　過去５年間の受注実績一覧表（実績が無い場合は省略可）
イ　応募にあたり、別表に掲げる募集区分のうち、一部履行に関して制限がある場合については、その旨を記載すること。
ウ　前項に示す設備及び体制等を証明する書類
エ　当該機器等の検査・修理の一部を第三者に請け負わせる場合は、下請企業一覧表（請け負わせる業務内容によっては、前項に規定する設備及び体制等を証明する書類を添付させる。）
オ　同等の調達に関し過去５年間に舞鶴地方総監部との契約実績がある場合は本項イからエを省略することができる。

（２）対象期間内の提出
複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

5　参加表明書及び技術資料の提出先等

（１）提出先
海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係
〒６２５－００８７
京都府舞鶴市字余部下１１９０番地
０７７３－６２－２２５０（内線２２５５）

（２）提出期間
２６．１０．９（木） ～ ２６．１０．２４（金）
なお、上記の期間にかかわらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。
（３）提出方法
直接持参又は郵送
なお、直接持参する場合は、休日を除く毎日、午前８時００分から午後４時４５分まで。ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

６　技術資料の審査等
（１）技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
（２）技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から検査・修理体制調査のために工場等（下請企業の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、工場等への立入りを含め調査に協力しなければならない。

７　審査結果の通知
資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

８　疑義の申立
（１）審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して５日以内に書面をもって申し立てることができる。
ア 窓口：海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係
〒６２５－００８７
京都府舞鶴市字余部下１１９０番地
０７７３－６２－２２５０（内線２２５５）
イ 時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前８時００分から午後４時４５分まで。ただし、正午から午後１時までの時間を除く。
（２）契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
（３）疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から３日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して３日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

９　応募に当たっての留意事項
（１）応募者は、応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとする。
ア　提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
イ　正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
ウ　審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
エ　資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
オ　提出資料は、原則として返却しないものとする。
カ　提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
キ　当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
（２）資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。

別紙様式

（記入例）

舞鶴地方総監部経理部長　殿

○　○　　株　式　会　社
代表取締役　　○○　○○　印

参　加　表　明　書（舞監公示第２９号）

標記について、下記のとおり応募します。

記

<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th colspan="2">機　器　名</th><th colspan="4">募　集　区　分</th><th rowspan="2">実　績</th><th rowspan="2">備　考</th></tr>
<tr><th>名　称</th><th>型　式</th><th>定検</th><th>年検</th><th>修理</th><th>改造</th></tr>
<tr><td colspan="9">（誘導武器）</td></tr>
<tr><td>1</td><td>ボアサイト</td><td>NT889C915M</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

添付書類：１　資格審査結果通知書（写し）
　　　　　２　平成○○年○月期有価証券報告書及び監査報告書
　　　　　３　下請け（予定）企業一覧表
　　　　　４　誓約書○○○○
　　　　　５　技術審査資料
　　　　　（以下は該当分を追加記載）

注：１　募集区分に一部履行に関して制限がある場合は、「備考」欄にその旨を記載すること。
　　２　実績欄には、過去５年間に申し込む機器の検査・修理に関し、舞鶴地方総監部との間の、契約実績の有無を記入

別　表

平成２６年度、２７年度、２８年度募集対象

番号	機器名		募　集　区　分 #1				工事に必要な項目		備　考
	名　　称	型　　式	定検	年検	修理	改造	根拠法規等	保全特約	
（誘導武器）									
1	ボアサイト		○	○	○				

＃１：１　定検・年検には定年検時の修理も含む。
　　　２　（共通）において、定検・年検で実施する内容は、取扱説明書に基づき実施する校正検定及び修理をいう。
　　　３　修理とは、中間修理及び臨時修理をいう。